

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-12)

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局			作成責任者名	河川計画課長 池内 幸司			
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成26年7月			
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
59	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(①河川堤防)	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約16%	A-2	約77%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要と判断された区間のうち対策を実施した区間の割合【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。(社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
59	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(②水門・樋門等)	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約29%	A-2	約84%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に甚大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要と判断された箇所のうち対策を実施した箇所の割合【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。(社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
60	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約33%	A-2	約57%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所の割合【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。(社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
61	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約13%	A-2	約75%	平成28年度	【指標の定義】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波(いわゆるI津波)に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。(社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
62	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①国管理区間)	約72%	平成23年度	-	-	-	約72%	約74%	A-2	約76%	平成28年度	【指標の定義】背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
62	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(②県管理区間)	約57%	平成23年度	-	-	-	約57%	約58%	A-2	約59%	平成28年度	【指標の定義】背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合【目標設定の考え方・根拠】平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				

63	過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	約6.1万戸	平成23年度	-	-	-	約6.1万戸	約5.6万戸	A-2	約4.1万戸	平成28年度	<p>【指標の定義】 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 長期的には0戸を目指す。 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 なお、国管理分については、できるだけ早期に浸水のおそれのある家屋を解消する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に約9割の解消を目指して、事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
64	人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	約27万m <sup>3</sup>	平成23年度	-	-	-	約27万m <sup>3</sup>	約27万m <sup>3</sup>	B-1	約50万m <sup>3</sup>	平成28年度	<p>【指標の定義】 背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
65	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	49%	平成23年度	10%	20%	30%	49%	62%	A-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:洪水ハザードマップ作成対象数と想定している市町村数(1,342市町村:平成23年度)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである 全国の大河川及び主要な中小河川(洪水予報河川、水位周知河川)の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで計画期間中(平成28年度まで)に実施されるようになることを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
66	土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	約45%	平成23年度	-	-	-	約45%	約54%	B-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合=①/② ①:土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数 ②:土砂災害警戒区域が指定された市町村数(平成23年度末時点)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
67	リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	約48%	平成23年度	約3%	約24%	約34%	約48%	約59%	A-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ(注)を整備した火山の割合(%) リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率=①/② ①:火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山 ②:火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山) (注)火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 今後5年間に対象全火山(29火山)については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
68	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(①重要交通網にかかる箇所)	46%	平成23年度	-	-	-	約46%	約47%	A-2	約51%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合(分子/分母) (分子)土砂災害のおそれのある①重要交通網にかかる箇所 のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある①重要交通網にかかる箇所</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>

68	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(②主要な災害時要援護者関連施設)	29%	平成23年度	-	-	-	約29%	約31%	A-2	約39%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合(分子)土砂災害のおそれのある②主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある②主要な災害時要援護者関連施設 【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
69	土砂災害警戒区域指定数	約25万9千区域	平成23年度	約13万2千区域	約17万8千区域	約22万区域	約25万9千区域	約31万区域	A-2	約46万区域	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
70	大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	0%	N-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ(注1)において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム(注2)により監視できる面積の割合(以下、監視カバー率という)。 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/② ① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲(監視カバー範囲)の面積 ② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積 (注1)・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ (注2)・・・山地地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム 【目標設定の考え方・根拠】 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにする必要があるため、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
71	リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合)	71%	平成23年度	-	-	-	71%	91%	A-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 国土交通省とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合(%) 国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村の割合(%)=①/②×100 ①国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村数 ②全国の市町村数(政令指定都市は除く) 【目標設定の考え方・根拠】 本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生の恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対応に資することを目的とする。 なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。 全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止、を図り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数	1ブロック(10%)	平成23年度	-	-	-	1ブロック(10%)	4ブロック(40%)	A-2	10ブロック(100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数 ①:全ブロックで実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある。こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の②参加都道府県	5団体(11%)	平成23年度	-	-	-	5団体(11%)	22団体(47%)	A-2	47団体(100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数 ②:全都道府県と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある。こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>

72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の③ 政令指定都市数	2団体 (10%)	平成23年度	-	-	-	2団体 (10%)	9団体 (45%)	A-2	20団体 (100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数</p> <p>③：全政令指定都市と共同実施</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある。こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
73	主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	約3%	平成23年度	-	-	-	約3%	約30%	A-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 ・堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合(%) 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率=①/②</p> <p>①：長寿命化計画を策定済み施設数 ②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設(約3,500施設)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期的展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。 主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
74	大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	0台	平成22年度	-	-	0台	0台	0台	N-2	20台	平成27年度	<p>【指標の定義】 大規模災害発生時に迅速に調達ができ、超遠隔地からの操作が可能な無人化施工機械(ただし、共通化されたインターフェースを装備したものに限る)の台数</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 迅速的確実な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。 無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様(インターフェース)の標準化を図る。 以上から、業績指標(アウトプット)を接続仕様(インターフェース)が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。 なお、目標値は、災害は日本全国各地でも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」(各地方整備局等管内で2台程度)を平成27年度までに確保することを目標とした。</p>

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度 (補助))(関連25-⑧)	0055	289,224 (287,955)	278,547 (277,005)	281,475 -	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせ、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生の危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	62、63	- -
(2) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15年 度(補助))	0118	176,434 (172,168)	151,232 (140,280)	138,272 -	ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムの容量の再編や排砂バイパスの設置等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率7/10等、補助:国費率1/2等)	62、63	- -
(3) 河川・ダムの維持管理事業 (明治35年度(河川維持修繕事 業)、明治31年度(堰堤維持事 業))	0119	154,987 (154,000)	144,794 (143,523)	150,328 -	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に併い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムにおける放流設備等の操作や点検、補修、堤体や貯水池の保全のための巡視、点検、補修、放流通報設備の点検、補修等を実施。	73	- -
(4) 砂防事業 (明治31年度)	0120	86,877 (86,576)	77,887 (77,635)	81,298 -	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、下流河川の河床上昇や火山泥流等により引き起こされる土砂流出、土石流等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。(国と都道府県との負担割合は、直轄事業は国2/3・都道府県1/3、補助事業は国1/2・都道府県1/2で実施している。)	68	- -
(5) 砂防管理事業 (平成20年度)	0121	374 (374)	605 (605)	550 -	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。	-	事業実施箇所(山系) 除石量  適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数
(6) 地すべり対策事業 (昭和27年度)	0122	8,495 (8,489)	6,362 (6,332)	6,979 -	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。一方で、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑止する工事を実施している。(国と都道府県との負担割合は、直轄事業は国2/3・都道府県1/3、補助事業は国1/2・都道府県1/2で実施している。)	68	- -
(7) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	0123	828 (811)	275 (275)	16 -	急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。(国と都道府県との負担割合は、国1/2・都道府県1/2で実施している。)	68	- -
(8) 河川・海岸等復興関連事業(水 管理・国土保全局所管)(東日 本大震災関連)(関連25-⑬)	0124	12,091 (10,575)	84,642 (79,253)	31,135 -	被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。	59、60、61	- -

(9)	下水道事業 (昭和32年度)(関連25-⑧、 ⑪)	0056	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248 -	<p>○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。 ※( )は補助率</p> <p>①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等)</p> <p>②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等)</p> <p>③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等)</p> <p>④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等)</p> <p>⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等)</p> <p>○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。</p>	63	- -
(10)	水害等統計作成経費 (昭和36年度)	0125	14 (11)	14 (12)	14 -	<p>①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産や公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業者数等並びに公共土木施設被害額、公益事業等被害額)を網羅的に調査するため、最も的確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。</p> <p>②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。</p>	-	<p>水害統計書を作成するとともに、インターネット(政府統計の総合窓口)を通じて、広く国民に当該調査結果を公表するものであり、定量的な活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。</p> <p>全国における水害による被害実態を網羅的に調査・分類し、それらの経年変化をとりまとめる統計書を作成するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。</p>
(11)	洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	0126	20 (19)	20 (20)	20 -	<p>本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。</p>	-	<p>全国505施設の洪水予報施設の運営</p> <p>洪水予報、水防警報実施に必要な雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な観測施設や警報施設等の保守管理や電力供給を行うものであり、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。</p>
(12)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	0127	42 (41)	42 (39)	42 -	<p>本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。</p> <p>また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。</p>	-	<p>全国833箇所の河川水理調査</p> <p>河川の水位・流量、雨量の基礎データを収集、分析することにより、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。</p>
(13)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	0128	9 (9)	9 (8)	9 -	<p>本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。</p> <p>また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。</p>	-	<p>全国833箇所の河川水理調査観測所施設の内、24箇所の修繕等</p> <p>河川の水位・流量、雨量の基礎データを収集、分析することにより、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。</p>
(14)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	0129	105 (96)	100 (99)	100 -	<p>本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うため、老朽化した雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。</p>	-	<p>全国505の洪水予報施設の更新</p> <p>洪水予報、水防警報実施に必要な雨量の把握・河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために、老朽化した施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものであり、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。</p>
(15)	防災ソフト施策の高度化・充実に 関する調査・検討経緯 (平成25年度)(関連25-④)	新25-15	0 (0)	0 (0)	56 -	<p>警戒避難体制の充実等を実施するとともに、それらのアウトプットをもとに地方公共団体の防災能力を向上させるための技術的支援等を行い、防災ソフト施策の高度化・充実を図る。</p>	65	- -
(16)	防災分野の海外展開支援に係る 経費 (平成25年度)(関連25-④)	新25-16	0 (0)	0 (0)	65 -	<p>世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、設立が予定されている国連「水と災害フォーラム(仮称)」への拠出金により、水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進する。</p>	-	<p>会議開催数(準備プロセスに係るものを含む)</p> <p>会議(準備プロセスに係るものを含む)に参加した各国政府・国際機関の数</p>

(17)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	新25-17	0 (0)	0 (0)	4 -	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	-	河道閉塞や火山噴火等に伴う大規模な土砂災害が発生した際に被害を減らすことを目的とした施策のため、活動指標や活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。 河道閉塞や火山噴火等に伴う大規模な土砂災害が発生した際に被害を減らすことを目的とした施策のため、事前に成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。
(18)	火山地域における土砂災害発生を考慮した地熱開発ガイドラインの作成経費 (平成25年度)	新25-18	0 (0)	0 (0)	4 -	地熱発電開発に伴う各種調査や地熱発電所の稼働が火山地域における土砂災害の発生に与える影響を分析するとともに、地熱発電による安定的な電力供給と地域の人命・資産を地熱開発に伴う土砂災害から保全するため、火山地域における安全な地熱発電に向けた注意点や要規制内容をとりまとめたガイドラインの策定を行う。	-	土砂災害発生を考慮した地熱開発ガイドライン作成のための検討の実施  地熱開発による土砂災害の発生を未然に防止するためのガイドラインを作成するものであり、成果目標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。
(19)	海岸事業 (昭和24年度)(関連25-④、 ⑬)	0022	9,710 (9,656)	10,057 (10,042)	9,770 -	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業：国10/10、2/3	60	- -
(20)	海岸事業(直轄・補助) (直轄：昭和47年度、補助：昭和 31年度)(関連25-④、⑬)	0026	11,368 (11,358)	8,880 (8,879)	14,171 -	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	60	- -
(21)	海岸事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連25-⑬)	0135	338 (338)	2,330 (2,330)	3,521 -	被災地において、津波による浸水被害の軽減のため津波防波堤の整備を実施。また、東日本大震災において、海岸堤防等の沈下・損壊などの被害が発生し、来襲する津波により多くの人命・財産が失われたことを教訓として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に伴う津波に備えるため、即効性の高い海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策、陸閘の自動化・遠隔操作化等)を実施。	60	- -